

《令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災住宅補修補助金のご案内》

令和7年2月26日に発生した令和7年大船渡市大規模林野火災（以下、「林野火災」という。）により、住宅に被害を受けた方が自己の居住する被災住宅の補修を行う場合に要する経費に対し、一定の範囲内で補助金を交付いたします。

1 補助金の交付対象住宅について

次のいずれにも該当する住宅等が対象となります。

- (1) 林野火災に係る「り災証明書」に記載されている住家被害の程度が、半壊、準半壊又は一部損壊の証明を受けている住宅、又はその他市長が必要と認めるもの
- (2) 住宅等に被害を受けた者が補修し、自己が居住する住宅（長屋、共同住宅又は店舗、事務所等との併用住宅にあっては、被災者が自ら居住する部分）

2 補助金の交付対象となる補修工事について

対象となる工事は、補助金額の確定通知を受けて、令和8年3月19日までに補助金交付請求を提出できる補修工事となります。

- (1) 半壊又は準半壊であって、住宅の応急修理制度を利用する場合
 - ① 被災した住宅外部に附属するエアコン室外機（室外機のみ交換できない場合は室内機も対象とする。）、給湯器等の補修
 - ② その他市長が必要と認める補修
- (2) 半壊、準半壊又は一部損壊であって、応急修理制度を利用しない場合
 - ① 被災した住宅本体の被災部分の補修
 - ② 被災した住宅外部に附属するエアコン室外機（室外機のみ交換できない場合は室内機も対象とする。）、給湯器等の補修
 - ③ その他市長が必要と認める補修
- (3) その他市長が必要と認める場合
 - ① 住宅以外の被災した箇所において、生活に必要不可欠なものの補修
 - ② その他市長が必要と認める補修

3 補助金の交付対象者について

補助金の交付対象者は、被災した住宅等を所有し、補修後も自己がその住宅に居住する方です。

※ 原則として、り災証明書（半壊、準半壊、一部損壊）が必要です。り災証明書が無い場合は、被災した状況を証明する書類等が必要になります。

4 補助金額について

補修工事に要する経費が5万円（税抜き）以上で、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、応急修理制度を利用する場合は5万円、利用しない場合は15万円を限度とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額となります。

5 申請手続き等について

(1) 申請受付

大船渡市都市整備部住宅管理課住宅建築係への申請が必要となります。

TEL：0192-27-3111（内線322）

〈注意①〉 郵送、ファクシミリでの申請は受け付けません。

〈注意②〉 受付は、必要書類がすべて揃わなければ受付できません。

〈注意③〉 事前に相談や申請があっても、書類に不備がある場合は、受付したとはみなしません。

(2) 補助金の交付申請に必要な書類等

① 補助金交付（変更）申請書（様式第1号その1、その2）

② り災証明書又は被災状況を証明する書類等

③ 補修工事内訳（別紙1）

④ 補修計画図その他補修方法を示す図書

⑤ 施工前の被災箇所がわかる写真

⑥ 補修工事費見積書及び工事費明細書（林野火災による被害に係る工事とその他の工事がある場合は、それぞれの工事費を分けたもので、施工業者又は建築士の記名・押印または署名・捺印のあるものに限ります。）

⑦ その他市長が必要と認める書類

(3) 交付申請の受付期間等

令和7年4月8日から概ね令和8年1月30日までの、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）。

※令和8年3月19日までに補助金交付請求書を提出する必要があります。

(4) 交付の決定等

申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付します。

原則として、補助金交付決定通知後に着工してください。工事着手済みの場合は、市住宅管理課に相談してください。

補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）を交付します。

(5) 工事内容の変更等

補助金交付決定通知書を受理した後に工事の内容に変更があった場合、又は申請を取り下げ

る場合は、補助金変更（取下げ）申請書（様式第 4 号）を提出してください。ただし、軽微な変更については提出が不要ですので、市住宅管理課に相談してください。

申請を取り下げる場合は、補助金交付決定通知を受領した日から起算して 15 日以内に申請してください。

申請があったときは、その内容を審査し、変更（取下げ）を承認したときは、変更（取下げ）決定通知書（様式第 5 号）を交付（郵送）します。

(6) 補修工事の完了報告

補修工事が完了した日から原則 10 日以内かつ、概ね令和 8 年 2 月 27 日までに完了報告書（様式第 6 号）を提出してください。

※ 完了報告書の提出のない申請については、補助金の交付決定を取消します。

完了報告書には次の書類等を添付してください。

- ① 工事費の請求書又は領収書
- ② 施工中の写真及び完成写真
- ③ その他市長が必要と認める書類

報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額を確定し、大船渡市被災住宅補修補助金額確定通知書（様式第 7 号）を交付します。

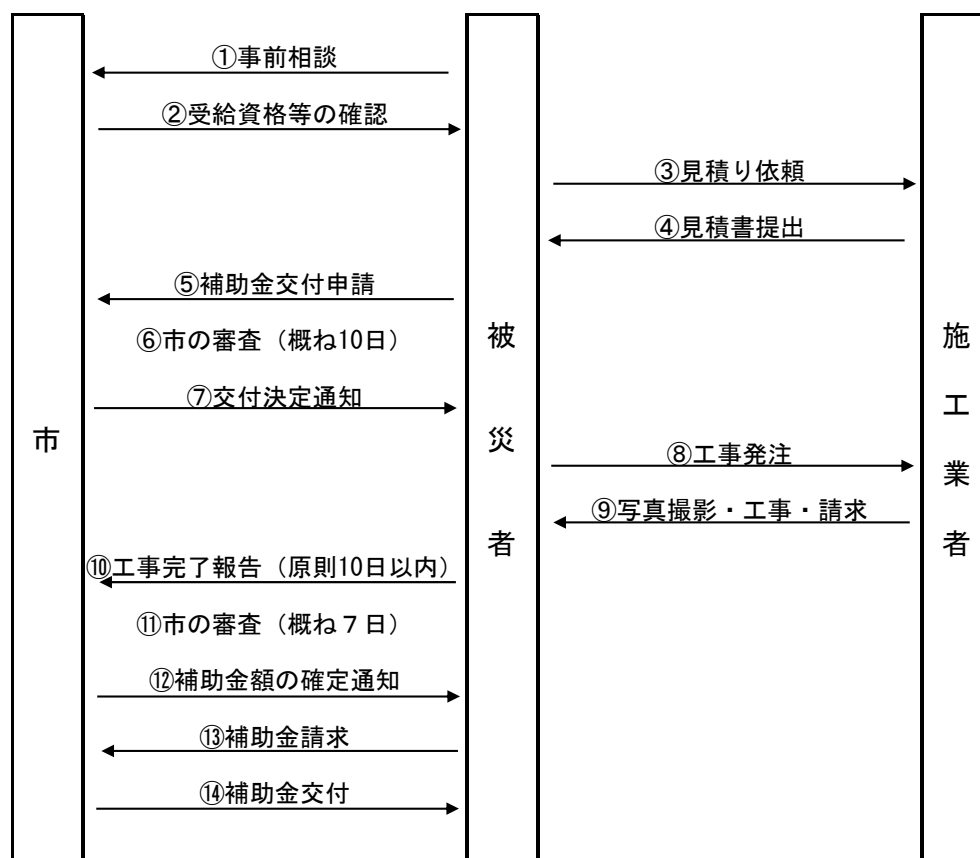
(7) 補助金の請求

金額の確定通知があった補助金の交付を受けようとするときは、大船渡市被災住宅補修補助金交付請求書（様式第 8 号）を令和 8 年 3 月 19 日（木）までに提出してください。

(8) 交付決定の取消し

偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、補助金全額の返還を命じます。

6 申請フロー



7 注意事項

- (1) 補助金の交付は、原則として、1被災者（被災者が同居する親族全員を含む。）につき1回となります。複数回に分けて申請を行いたい場合は、市住宅管理課に相談してください。
- (2) 令和8年3月19日までに補助金交付請求書を提出する必要があります。

8 お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅管理課 住宅建築係（本庁舎3階）

TEL：0192-27-3111（内線322）